令和５年５月１８日

第３６回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第３６回総会議事録

１．日　　時　令和5年5月18日（木）午後3時２５分
２．会　　場　市民会館　３０１号室
３．出席委員　２０名
４．出席の委員

2番　小山　正雄	3番　柴山　栄重	4番　吾妻　良博
5番　加藤　良子	6番　中村　謙一	7番　野崎　俊幸
9番　油井　妙子	１０番　渡邊　俊春	１１番　大宮　篤司
１２番　菅野　善晴	１３番　菱沼寿美恵	１４番　渡邊　正芳
１５番　尾形　寅昭	１６番　古関　恵子	１７番　関　　健一
１９番　渡邊　友一	２０番　黒澤喜久夫	２２番　阿部　哲也
２３番　宍戸　　薫	２４番　芳賀　正寿	

５．欠席の委員

1番　栗原　武弘	8番　浪岡　真澄	１８番　安田　善喜
２１番　齋藤　貴裕		

６．事務局の出席者

事 務 局 長	堀江　清一		
次長兼庶務係長	佐藤　邦彦	会計年度任用職員	渡辺　久美子
農 地 係 長	阿部　三起夫	主　　査	氏家　悠也

議案の内容

第1号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について
第2号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する処分について
第3号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について
第4号　農地法第５条第１項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
第5号　現況確認証明願出について
第6号　福島市農用地利用集積計画の議決について
第7号　農業者年金加入推進活動計画の承認議決について
第8号　農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

第1号　農地法第３条の３の規定による届出の受理について
第2号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の受理について
第3号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の受理について
第4号　農地法第１８条第６項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
第5号　許可の条件を履行したことの証明について
第6号　地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
第7号　農業者年金業務　（１）老齢年金支給裁定について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	（会長から開催に先立ちあいさつ）
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第５条により、会長が議長になりますので、ここからは会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第４条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
農地係長	１番　栗原武弘委員、８番　浪岡真澄委員、１８番　安田善喜委員　２１番　齋藤貴裕委員より欠席の旨届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数２４名に対し、２０名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第２４期、第３６回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第１８条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 ３番：柴山栄重委員、１５番：尾形寅昭委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第６条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日１７時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日１７時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
農地係長	まず、初めに議案の訂正がございます。本日お配りしました訂正表をご確認ください。 それでは、議事名の朗読をいたします。 【議案第１号から報告までを上程する。（１５２件）】 合計１５２件、令和5年5月１８日提出、福島市農業委員会会長 宍戸　薫　以上です。
議長	議案第１号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の２ページをお開きください。議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転１１件、賃借権設定２件、使用貸借権設定１件の計１４件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号１番、整理番号１番及び２番の２件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
３番	議長３番（発言を求める。）
議長	３番（発言を許可する。）
３番	整理番号１番、２番の案件について説明いたします。整理番号１番は、譲渡人は高齢により耕作ができなくなり、周辺農地を耕作している譲渡人が借りて稲作をするものです。大型コンバインも所有しており、問題がないと判断いたしました。次に整理番号２番の案件ですが、譲受人は譲渡人の農地を借りて、自家消費野菜の栽培を始める案件です。下限面積撤廃により今後このような申請が増えてくるのではないかと思われます。２件とも、区域協議会では

	問題はないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号２番、整理番号３番から整理番号４番までの２件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
６番	議長6番（発言を求める。）
議長	６番（発言を許可する。）
６番	整理番号３番、４番の説明をいたします。整理番号３番ですが、申請地の畑に入る道路がないような農地になっております。譲渡人が高齢となり耕作ができなくなったため、譲受人が農地を購入し耕作するものです。整理番号４番ですが、譲渡人は相続で土地を取得しましたが、耕作できないため隣接する農園の譲受人が耕作するということで、所有権移転するものです。２件とも区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号４番、整理番号５番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１４番	議長１４番（発言を求める。）
議長	１４番（発言を許可する。）
１４番	整理番号５番の説明をいたします。譲受人は以前より、譲渡人の土地を借りて家庭菜園をやっておりましたが、今年度から譲り受けて、耕作していきたいということです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	３ページ、区域番号５番、整理番号６番から８番までの３件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１７番	議長１７番（発言を求める。）
議長	１７番（発言を許可する。）
１７番	整理番号６番から８番の３件についてご説明いたします。整理番号６番ですが、譲渡人は体調不良のため、他の人に耕作をお願いしていましたが、耕作していた方も体調不良になり、今回、新たに譲受人が耕作することになりました。譲渡人は売りたいということで、譲受人の自作地続きで耕作に利便なため所有権移転をするものです。整理番号７番は、譲渡人は息子のために土地と住宅を購入しておりましたが、息子が亡くなったため、今回譲受人に住宅と周りの農地を譲るものです。譲受人は、これから水稲と花木を耕作していきたいというこ

	とであります。整理番号８番の案件ですが、譲渡人は相続しましたが農業をする意思がなく、譲受人は自作地付近で耕作が利便ということで、許可相当と判断したところです。いずれも区域協議会では問題なし判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号６番、整理番号９番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	２０番（発言を許可する。）
２０番	整理番号９番についてご説明いたします。申請地は譲渡人が相続した土地ですが、高齢になり介護施設に入所するため、譲受人が購入することになりました。経営規模拡大のための農地取得ということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号７番、整理番号１０番から４ページ１４番までの５件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	２４番（発言を許可する。）
２４番	整理番号１０番より説明をさせていただきます。譲受人は県外在住ですが、会社の役員であり、通いながら耕作ができ近隣のいとこにも協力していただけるということです。サツマイモを栽培予定であり、販売先もスイーツ関係で決まっており、一部耕作ができない状況になっている農地がありますが、現在耕作の準備を進めており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号１１番ですが、譲渡人は高齢により耕作ができないため、水田専業農家の譲受人が使用貸借権で耕作をするということで特に問題はないと思われます。整理番号１２番ですが、譲渡人が相続した梨畑を、現在は譲受人の父が耕作しておりますが、今回解約をして譲受人の名前で農地を購入し、譲受人が新規営農するというものです。整理番号１３番は贈与となっておりますが、２人の関係は義理の兄弟で、譲渡人の周辺の農地や住宅は相続をしており、今回は未相続で残っていた農地を譲渡人が管理できないため、譲受人が管理しながら農業を続けていくため新規営農開始となっております。整理番号１４番は、譲受人が経営拡大ということで特に問題はございません。以上全て区域協議会では許可相当と判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第１号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番から１４番までの１４件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第２号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の５ページをご覧ください。議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用１件の許可申請で、市処分案件です。別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号６番、整理番号１番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	２０番（発言を許可する。）
２０番	整理番号１番についてご説明いたします。申請者は後継者の息子家族と一緒に住んでおり、孫が大きくなったため自宅をリフォームしたいということですが、進入道路が狭くて許可がおりないということで、市道から自宅まで数十mの侵入道路を拡張するものです。現地を確認いたしましたところ、農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第２号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番の１件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第３号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の６ページをご覧ください。議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転３件、賃借権設定１件、使用貸借権設定１件、計５件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号１番、整理番号１番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
３番	議長３番（発言を求める。）
議長	３番（発言を許可する。）
３番	整理番号１番について説明します。譲渡人と譲受人は親子関係です。住宅へ侵入する道が狭く危険なため、片側の農地を利用して侵入する道を広くし、同時に駐車場も広くするための転用計画であります。区域協議会では問題ないものと判断しております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号３番、整理番号２番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
９番	議長９番（発言を求める。）
議長	９番（発言を許可する。）
９番	整理番号２番について説明します。譲渡人と譲受人の関係は孫娘の婿にあたりまして、分家住宅を建てるために使用貸借権設定するというものです。住宅地が広がるところで、周辺の農地に影響を及ぼす心配もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号５番、整理番号３番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１７番	議長１７番（発言を求める。）
議長	１７番（発言を許可する。）
１７番	整理番号３番についてご説明いたします。譲渡人の土地を譲受人が購入いたしまして、建売住宅及び通路にするための所有権移転であります。この土地は松川駅の近くで、周りは住宅地になっておりまして、他の農地に及ぼす影響はございません。区域協議会では許可相当と判断したところです。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号６番、整理番号４番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	２０番（発言を許可する。）
２０番	整理番号４番についてご説明いたします。譲渡人と譲受人の関係ですが、譲受人は孫にあたり、農家住宅を建てるという話でございます。新規就農者として認められ、譲渡人である祖父の土地に、自宅を建てたいので所有権移転するという案件でございます。この土地は西道路と市道と住宅地に囲まれた狭い農地で、周辺の農地に及ぼす影響もなく、区域協議会では問題なしと判断したところです。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。

農地係長	区域番号７番、整理番号５番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	２４番（発言を許可する。）
２４番	整理番号５番についてご説明いたします。今回この付近の橋の補修作業が入るということで、休耕中の畑を使って作業をする一時転用の案件でございます。該当する農地は、東北自動車道の側道の行き止まりの場所にあり、使用されても周辺に及ぼす影響もなく、区域協議会では問題なしと判断したところです。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第３号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番から５番までの５件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第４号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の８ページをご覧ください。議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた転用期間が変更となったことによる変更承認申請１件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。 区域番号１番、整理番号１番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
３番	議長３番（発言を求める。）
議長	３番（発言を許可する。）
３番	整理番号１番についてご説明いたします。県が発注する工事が、花見山の開催期間中は交通規制があり施工事業ができなかったため、事業期間が延長になったものです。区域協議会でも問題ないと判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第４号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第４号 農地法第５条第１項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号１番の１件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第５号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の９ページをご覧ください。議案第５号　現況確認証明願出についての案件は、昭和２７年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農

	地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号５番、整理番号１番の１件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１７番	議長１７番（発言を求める。）
議長	１７番（発言を許可する。）
１７番	整理番号１番についてご説明いたします。４月２０日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認して参りました。区域協議会では農地としての利用は困難で、山林と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号７番、整理番号２番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	２４番（発言を許可する。）
２４番	整理番号２番についてご説明いたします。申請のあった農地につきましては、農業委員と推進委員が確認をしております。以前は桑畑でありましたが、すでに周りは山林になっており一体化しているということで、区域協議会では非農地証明は適当であると判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第５号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第５号　現況確認証明願出について、整理番号１番及び２番の２件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第６号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の１０ページをご覧ください。議案第６号　福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が１６件、58,609 ㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	１１ページ、区域番号４番、整理番号１番から１３ページ６番までの６件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１４番	議長１４番（発言を求める。）
議長	１４番（発言を許可する。）
１４番	整理番号１番から６番までの説明をさせていただきます。整理番号１番につきましては利用

	権の設定を受ける者は若手の方で、今後とも耕作を続けてもらえると思っております。整理番号２番と３番の利用権の設定を受ける者につきましても、頑張って農業をしている方でございますので、今後とも耕作を続けていけるものと思っております。2件とも新規ということでよろしくお願いします。整理番号４番の利用権の設定を受ける者と利用権を設定する者は親子でありまして、父親が高齢のため利用権の設定を受ける者が農家を継ぐということで新規就農となっており、頑張って耕作していくと思います。整理番号５番と６番の利用権の設定を受ける者は、手広く農業をしている方ですので、どちらの農地も近いところでございまして、今後とも耕作を続けていただけるものと確信しておりますので、区域協議会としては問題ないものと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号６番、整理番号７番から１４ページ９番までの３件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	２０番（発言を許可する。）
２０番	整理番号７番から９番まで説明をさせていただきます。整理番号７番の利用権の設定を受ける者は中核的な水稲農家です。新規とありますが、ＪＡからの移行で継続ということになっておりますので、問題ないと思います。整理番号８番と９番ですが、いずれも利用権を設定する者が高齢で、耕作をするのが難しいということで、利用権の設定を受ける者にお願いするという案件で、問題なく耕作されるものと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号７番、整理番号１０番から１５ページ１６番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	２４番（発言を許可する。）
２４番	整理番号１０番から１６番までご説明させていただきます。関連会社なのでまとめて説明をいたします。今回の申請にあたっては、整理番号１４番の利用権を設定する者がすべて耕作をしていましたが、体調不良のため耕作ができなくなりまして、近隣を含めて大規模な経営をされている、利用権の設定を受ける者に耕作の依頼があって、今回このような申請になっております。利用権の設定を受ける者につきましては、稲作を中心に複合経営をしていまして、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第６号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第６号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第７号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の１６ページをご覧ください。議案第７号　農業者年金加入推進活動計画の承認議決についてでございます。こちらにつきましては、令和５年度の農業者年金加入を推進するための活動計画となります。福島市農業委員会としての加入推進活動計画を区域ごとに策定し取り組むものでございます。内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第７号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第７号 農業者年金加入推進活動計画の承認議決について、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第８号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の２１ページをご覧ください。議案第８号　農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会、総会の意見が５月２６日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状５年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。 ２２ページ、新規の認定農業者につきまして、区域番号１番、整理番号１番の１件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
３番	議長３番（発言を求める。）
議長	３番（発言を許可する。）
３番	整理番号１番の申請者は高齢ですが、意欲的に活動し野菜生産を頑張ってやっております。５年後はまだまだ元気で耕作できると思い、区域協議会では問題なしと判断しております。ご審議よろしくお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	区域番号２番、整理番号２番及び３番の２件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
６番	議長６番（発言を求める。）
議長	６番（発言を許可する。）

６番	整理番号２番と３番の説明をさせていただきます。整理番号２番の申請者はりんごとさくらんぼ等の果樹類を生産しており、５年後も圃場を効率的に集約し、拡大していくということで、問題なく目標達成すると思います。整理番号３番の申請者に関しても、ももを中心に、梨、りんごを栽培しており、一部野菜も耕作し集約をしながら規模拡大をしていくような方向で進めており、自己研鑽に努めていくということで目標達成されると思います。区域協議会では問題なしと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	区域番号４番、整理番号５番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１２番	議長１２番（発言を求める。）
議長	１２番（発言を許可する。）
１２番	整理番号５番についてご説明します。整理番号５番の申請者は、父が地域の中核的な農業者であり、後継者ということで認定農業者の申請をしております。目標についても間違いなく達成されると思いますので、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	続きまして、２３ページ、認定農業者の再認定について、区域番号１番、整理番号 1 番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
３番	議長3番（発言を求める。）
議長	３番（発言を許可する。）
３番	整理番号１番の説明をさせていただきます。申請者はハウスきゅうり専門の専業農家であります。目標を達成できるものと区域協議会では判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	区域番号２番、整理番号２番及び３番の２件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
６番	議長6番（発言を求める。）
議長	６番（発言を許可する。）
６番	整理番号２番と３番についてご説明いたします。整理番号２番の申請者は、もも、りんごを中心に栽培している若手の方で、今後、目標達成できると思います。整理番号３番の申請者は、四季の里のいちご農園を経営しており、研修等に積極的に参加し、技術習得と自己研鑽

	に努めており、目標達成できるものと区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	区域番号３番、整理番号４番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
９番	議長９番（発言を求める。）
議長	９番（発言を許可する。）
９番	整理番号４番の申請者は、中堅の農業者です。さくらんぼ、もも、りんごを中心に栽培をしておりまして、目標も達成されるものと、区域協議会で判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	区域番号４番、整理番号５番から２５ページ１２番まで及び２７ページ２３番の計9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
１４番	議長１４番（発言を求める。）
議長	１４番（発言を許可する。）
１４番	整理番号２３番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。１４番、一時退席願います。
	〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１２番	議長１２番（発言を求める。）
議長	１２番（発言を許可する。）
１２番	２３ページの整理番号５番から、２５ページの整理番号１２番、また最後のページの整理番号２３番についてご説明させていただきます。申請者のみなさんは地域において中心的存在で、中には専門部会の役員の方もおりますので、皆さん５年後の目標についても達成できるということで、区域協議会は問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
９番	議長９番（発言を求める。）
議長	９番（発言を許可する。）
９番	整理番号２３番の共同申請ですが、議案書の掲載順は関係なく、共同申請として読み取ればよいのでしょうか。
議長	事務局、お願いします。
次長	今回は親子間で掲載順が前後しておりますが、申請内容に変わりはないです。
議長	今後は掲載順を統一してください。

次長	はい。分かりました。
議長	その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	２５ページ、区域番号５番、整理番号１３番から１５番までの３件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
１７番	議長１７番（発言を求める。）
議長	１７番（発言を許可する。）
１７番	整理番号１３番から１５番についてご説明いたします。１３番の申請者は牛と水稲栽培、整理番号１４番は水稲栽培、整理番号１５番の申請者ついては、花き・花木ということで、今後は花木を増やしていくようです。３件とも再認定であり５年後の目標は達成されると、区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	２６ページ、区域番号６番、整理番号１６番から１９番までの４件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	２０番（発言を許可する。）
２０番	整理番号１６番から１９番まで４件の再認定でございます。整理番号１６番は親子の共同申請です。この４件とも中核をなす農家でございます。５年後の目標も間違いなく達成されると思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	２７ページ、区域番号７番、整理番号２０番から２２番までの３件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	２４番（発言を許可する。）
２４番	整理番号２０番から２２番の３件でありますが、いずれの方々も中核をなす農家の方でありまして、経営改善計画の内容につきましては、区域協議会では適正と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	続きまして、議案書２８ページ、認定農業者の変更申請について、区域番号７番、整理番号１番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	２４番（発言を許可する。）
２４番	整理番号１番の説明をいたします。今回の申請につきましては、代表者の変更でございまして、経営改善計画の内容と目標は変わっておりませんので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	続きまして、２９ページ、認定新規就農者について、区域番号２番、整理番号１番及び２番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
６番	議長6番（発言を求める。）
議長	６番（発言を許可する。）
６番	整理番号１番と２番の説明をさせていただきます。申請者はぶどうの植え付け等を１年間研修されております。青年等就農計画内容どおりに目標達成されると思います。整理番号２番の申請者は、県の果樹研究所で１年の研修をしております。現在は、ももとぶどうを出荷しております。こちらも目標が達成されると思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号６番、整理番号３番及び４番の２件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	２０番（発言を許可する。）
２０番	整理番号３番と４番について説明いたします。整理番号３番の申請者は、去年、中間管理機構を利用し、遊休農地を借り受けまして新規就農者になりました。現在きゅうりを出荷している状況です。来年はハウスを作って、取り組みたいと前向きに考えておりまして、暑い中頑張っている姿を見ております。整理番号４番は、ＪＡを退職されまして家業を継いでおります。ぶどう等も栽培したいというような目標を持っているようです。目標に向けて頑張っておりますので、区域協議会でも応援したいと思っております。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	３０ページ、区域番号7番、整理番号５番から３１ページ１０番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	２４番（発言を許可する。）
２４番	整理番号５番から整理番号１０番まで説明いたします。整理番号５番の申請者ですが、農地を取得しましてミニトマトを栽培する予定で、現在農地の整備をしております。整理番号６番の申請者ですが、親が専業農家でありますが、申請者は近隣農地を借りて別経営をするということです。整理番号７番につきましては、会社を退職されて家業を継ぎ、５年後にはすべての農地を譲り受けて経営するようです。整理番号８番につきましては、両親が専業農家でありますが、別経営としてぶどうと梨のジョイント栽培をすることになっております。整理番号９番につきましても、義父が果物中心とした専業農家でありますが、申請者宅近くの空いていた農地をお借りして、栽培を始めているところであります。整理番号１０番の申請者は、父と２人で小菊の栽培を始めたところです。１年間の研修を経て、今年度から作付けをしております。以上の方々につきましては地元の推進委員を中心に見守りながら、目標及び計画内容について、すべて適正と区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
２番	議長２番（発言を求める。）
議長	２番（発言を許可する。）
２番	認定農業者の議案の経営内容には果樹類となっていますが、認定新規就農者の議案の経営内容には露地果樹や施設果樹と記載されています。経営内容の記載が違うのはなぜですか。
２４番	議長２４番（発言を求める。）
議長	２４番（発言を許可する。）
２４番	区域番号７番で、露地果樹と施設果樹がありましたので説明させていいただきます。整理番号８番は施設果樹となっておりますが、ぶどうを栽培しているため、雨よけが必要となります。このため施設果樹となっております。私たちは区域協議会の時に、申請書の中身を見ておりますし、実際に畑に行って確認しておりますので、経営内容の違いについては確認しております。
議長	その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	続きまして、３２ページ、認定新規就農者の変更について、区域番号６番、整理番号１番の１件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	２０番（発言を許可する。）
２０番	認定新規就農者の変更でございますが、導入機械の変更ということです。理由につきましては、助成金の申請のため、導入機械を詳しく記入したということです。問題はないと思いますのでご審議よろしくお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第８号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長　異議なしと認め、議案第８号　農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

１４番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

（入室、着席する。）

議長　それでは、議事を再開します。

ここで、お諮りいたします。事務局より、「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況　その他事務の実施状況について」の追加議案が提出されております。これを議案に追加し、直ちに議題といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長　ご異議ございませんので、追加議案第１号ついて事務局の説明を求めます。

次長　追加議案第１号「令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご説明いたします。こちらは、令和４年度に皆さんに取り組んでいただいた最適化活動の結果を本総会で点検・評価するものです。

３頁をお開きください。ローマ数字のⅡ最適化活動の実施状況ですが、まず(1)農地の集積となります。頁の中ほどの③実績の集積率は 38.9%、達成状況は 97.1%となりました。農業委員会の点検結果の案は、「目標に対して期待通りの結果が得られた」としました。次に、(2)遊休農地の発生防止・解消ですが、４頁③実績で４年度の緑区分の解消実績 12.3ha、達成状況は 79.9%となりました。頁中ほどに農業委員会の点検結果の案としまして「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」としました。次に、(3)新規参入の促進ですが、５頁にお進みください。③実績は、公表した農地面積は 23.4ha、達成状況は 141.8%となりました。農業委員会の点検結果の案としては「目標に対し期待を上回る結果が得られた」としております。次に、２最適化活動の活動目標の(2)活動強化月間の設定ですが、目標を８～１０月の設定としましたが、②実績としては、具体的な取組みは行わなかったことから、実績は無しとしております。６頁、(3)新規参入相談会への参加について、目標は２回の参加としましたが、実績も２回の参加となりました。その下の「目標の達成状況の評語」案を「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としました。さらにその下の【推進委員等の点検・評価結果】は、委員皆さまそれぞれの別紙様式３の左下に記載のある評語の件数、区分をまとめました。７頁は事務の実施状況となっております。説明は以上となりますが、別紙様式３の「総会で出された意見」は現状空欄ですが記載をし、再度皆様にお送りすることとなりますので、ご意見をいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

議長　只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長　ご意見ございませんでしたら、「総会で出された意見」内容は、議長一任でよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

議長　それでは、簡易採決により、追加議案第１号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長	異議なしと認め、追加議案第１号「令和４年度　農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況　その他事務の実施状況について」、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
農地係長	議案書３３ページ、報告第１号から４７ページ報告第７号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。
会長職務代理	（会長職務代理より閉会の言葉） 慎重審議ありがとうございました。 これで、第３６回総会を終了いたします。

（午後4時４０分）

令和5年5月１８日

　これは、福島市農業委員会第３６回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会　　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人３番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人１５番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿